

2017年度 人材育成委員会 活動報告

『知財専門実務研修分科会』



2018年3月13日

中国 I P G 人材育成委員会 知財専門実務研修分科会
亀原 博 (株式会社ニコン)

1. 分科会メンバー

参加者			
	会社名	氏名(敬称略)	備考
1	村田(中国)投資有限公司	藤本 直史	
2	三菱重工(中国)有限公司	木田 共彦	
3	パナソニック(中国)有限公司エコソリューションズ社	何 珊妹	
4	アルプス(中国)有限公司	竹田 清志	途中退会
5	日立化成(中国)投資有限公司	太田 尚武	
6	三菱化学(中国)管理有限公司	畑澤 亮	
7	矢崎(中国)投資有限公司	勝永 茂	
8	尼康映像儀器銷售(中国)有限公司	梅津 薫	
9	京瓷(中国)商貿有限公司	安部 達彦	
10	鐘化企業管理(上海)有限公司	藤本 雅則	
11	富士ゼロックス(中国)有限公司	廣田 淳一	
12	旭化成(中国)投資有限公司	志賀 智行	
13	YKK(中国)投資有限公司	高橋 和久	
14	富士通(中国)有限公司	片山和之	
15	豊田汽車(中国)投資有限公司	小田 智洋	
16	豊田汽車(中国)投資有限公司	大城 裕太	
17	株式会社ニコン	亀原 博	

2. 活動報告

1. 活動計画

狙い	主体的な参加により自ら学び且つ後任駐在員に受け継ぐ(開示する)資産を残す。
研修方法	QA方式、講義+Q&A方式
研修成果	議事録 ※ 事前に遣り取りしたQAの内容、および研修当日のQAを含む議事録。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
日時	5/17(水)	8/2(水)	9/20(水)	11/15(水)	1/17(水)	3/7(水)
研修テーマ	今年度の研修の進め方について検討	専利審査指南	中国子会社の発明の取扱い全般	中国税制が知財業務に与える影響	特許侵害訴訟全般	商標侵害対応全般
研修方式		講義+Q&A	講義+Q&A	講義+Q&A	Q&A	Q&A
講師		中咨律師事務所 段 弁護士・ 専利代理人	金杜律師事務所 山口 弁理士	PWC 山崎様 村松様	森・濱田松本 法律事務所 小野寺 弁護士	西村あさひ 法律事務所 野村 弁護士

2. 活動結果(議事録イメージ)

事前質問9 (質問者:式)

(テーマ) 共同研究の成果

(関連文書) なし

(質問) 日本本社Aは、中国内組織
び特許権)は日本本社Aと中国内組
術/製品をAの中国内子会社である
リスクがあるか。(日本本社Aが単
とも特有の課題があるか)

(事前回答) 成果物の使用許諾に対して
独の技術供与になりますの
間契約にするといった契約
率を半々に設定するといっ

(回答) まだこのようなケースは少
方が単独保有の契約形態で
が、共同保有の場合は日一
はなく中国の現地法人を軸
に結ぶ形態もありえる。ど
かりやすいのは折半である
ら折半、例えば2:1の比

事前質問7 (質問者:)

(テーマ) 共同侵害行為

(関連文書) 北京市高級裁判所《特許権侵害判定指南》修訂(2017)119条

(質問) 共同侵害行為の専用製品について、日本特101条の「のみ品」と同じ意味と考
ても問題ないでしょうか?これまで専用製品か否かが争点となった事例があれば教えてく
ださい。また、専用製品の具体例を教えてください。

(事前回答) ここにいう「専用製品」とは、原料、製品等が係争専利権で保護を請求する技術
方案の実現について実質性意義を有すること、且つ「実質性非権利侵害用途」を
有するか否かが判断基準とされています。即ち、係争専利技术方案の実現につい
て、その原料、製品等は欠くことができない、かつ係争専利で保護を請求する技
術方案に用いること以外、その他の「実質性非権利侵害用途」がなければ、当該
原料または製品は一般的に「専用」と認定されるものとされています(「北京市高
級人民法院専利権利侵害判定指南」第119条2項)。日本におけるいわゆる「のみ
品」とはやや判定基準が異なります。
事例、具体例ですが、以下を挙げます。

ストリックス有限会社と家泰電器製造有限公司との発明専利権利侵害紛争事件

(北京中級人民法院(2011)一中民初字第14号 判決日2012年7月30日)

ストリックス有限会社は「湯を沸かす容器に用いる全体無線電気连接器及びサーミスター

2. 活動結果

日程	研修テーマ	研修方式	講師
2017 8/2	専利審査指南	講義 + Q&A	中咨律師事務所 段 弁護士・専利代理人
<p>■ 参加人数 : 全 7 名</p> <p>■ 研修目的 :</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専利審査指南の改定 (2017/4/1施行) の内容および、中国の特許審査に係る様々な事項について知識を習得する。 <p>■ 活動内容 :</p> <ul style="list-style-type: none">・ 講師様より、専利指南改正の説明資料を事前にご準備頂き、メンバーで共有した。・ 専利審査指南の改定 (2017/4/1施行)、講師様からの説明資料に基づいて事前に質問を募集した。質問については事前に講師様より回答頂いた。・ 研修当日は、資料および質問に対する回答について講師様より説明頂いた。・ 議事録発行済み。(質問事項 : 15項目)			

2. 活動報告

2. 活動結果

日程	研修テーマ	研修方式	講師
2017/ 9/20	中国子会社の発明 の取扱い全般	講義 + Q&A	金杜律師事務所 山口 弁理士
<p>■ 参加人数：全13名</p> <p>■ 研修目的： 「中国子会社の発明の取扱い全般」について知識を習得する。</p> <p>・関連する事項 発明の帰属、出願国、発明奨励金、技術輸出入管理条例、外国出願のための秘密保持 審査など</p> <p>■ 活動内容： ・中国子会社の発明の取扱い全般について整理した資料を講師様にご準備頂いた。 ・準備頂いた資料を研修前にメンバーに共有した。研修前に、講師とメンバーとでやりとりを行 い、資料の記載事項について確認・追加の依頼等を行った。 ・研修当日は、資料および事前質問に対する回答について講師様より説明頂いた。 ・議事録発行済み。（質問事項：23項目）</p>			

2. 活動結果

日程	研修テーマ	研修方式	講師
2017/ 11/15	中国税制が知財業務に与える影響	講義 + Q&A	PWC 山崎様 村松様
<p>■ 参加人数：全15名</p> <p>■ 研修目的： 「中国税制が知財業務に与える影響」について知識を習得する。</p> <p>・関連する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・中国での移転価格税制の概要・中国の移転価格税制が知財業務に及ぼす影響・留意事項など <p>■ 活動内容：</p> <ul style="list-style-type: none">・中国税制が知財業務に与える影響について整理した資料を講師様にご準備頂いた。・準備頂いた資料を研修前にメンバーに共有した。研修前に、講師とメンバーとでやりとりを行い、資料の記載事項について確認・追加の依頼等を行った。・研修当日は、資料および事前質問に対する回答について講師様より説明頂いた。・議事録発行済み。（質問事項：9項目）			

2. 活動報告

2. 活動結果

日程	研修テーマ	研修方式	講師
2018/ 1/18	特許侵害訴訟全 般	Q&A	森・濱田松本法律事務所 小野寺 弁護士
<p>■ 参加人数：全15名</p> <p>■ 研修目的： 「特許侵害訴訟全般」について知識を習得する。</p> <p>・ 関連資料</p> <ul style="list-style-type: none">・ 4/20発表 北京市高級人民法院「特許権侵害判定指南」・ 中国特許権侵害訴訟マニュアル2012年改訂版（JETRO報告書）など <p>■ 活動内容：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関連資料等に基づいて、事前に質問事項まとめ講師様にお送りした。・ 研修当日は、事前質問に対する回答について講師様より説明頂いた。・ 議事録発行済み。（質問事項：20項目）			

2. 活動報告

2. 活動結果

日程	研修テーマ	研修方式	講師
2018/ 3/7	商標侵害対応全 般	Q&A	西村あさひ法律事務所 野村 弁護士
<ul style="list-style-type: none">■ 参加人数：全8名■ 研修目的： 「商標侵害対応全般」について知識を習得する。・関連資料<ul style="list-style-type: none">・中国・改正商標法マニュアル（JETRO報告書）・模倣対策マニュアル 2012年度版（JETRO報告書）など■ 活動内容：<ul style="list-style-type: none">・関連資料等に基づいて、事前に質問事項まとめ講師様にお送りした。・研修当日は、事前質問に対する回答について講師様より説明頂いた。・議事録発行済み。（質問事項：10項目）			